

# 秋田市災害時要援護者の 避難支援プラン

平成22年3月

秋 田 市

本プラン中、「防災安全対策課」「障がい福祉（課）」とあるのは、平成22年4月1日以降の組織名称であり、平成22年3月現在の名称は、それぞれ、「防災対策課」「障害福祉課」である。

# 目 次

## 第1章 基本的な考え方

- 1 秋田市災害時要援護者の避難支援プラン策定の背景と目的・・・1
- 2 秋田市災害時要援護者の避難支援プランの位置づけ・・・1
- 3 避難支援の基本的な考え方・・・2
- 4 災害時要援護者の定義・・・3
- 5 対象とする災害時要援護者・・・6

## 第2章 災害時要援護者情報の収集・共有

- 1 要援護者情報収集の目的・・・7
- 2 要援護者情報の収集・共有の方法・・・7
- 3 避難支援対象者名簿の作成・・・8
- 4 市での情報共有・・・10
- 5 避難支援対象者名簿の外部提供・・・10
- 6 災害時要援護者情報の管理・・・11
- 7 避難支援対象者名簿の活用・・・11
- 8 緊急時の情報提供・・・11

## 第3章 個別避難支援プランの作成

- 1 作成の目的・・・12
- 2 作成の推進・・・12
- 3 個別避難支援プランの内容・・・12
- 4 支援者の選定・・・15
- 5 身近な避難場所の設定・・・15
- 6 個別避難支援プランの保管・・・15
- 7 情報の共有と更新・・・15

## 第4章 情報伝達体制

- 1 避難情報の種類・・・16
- 2 避難準備情報発表の基準について・・・16
- 3 避難情報の伝達体制と伝達手段・・・16
- 4 要援護者に対する情報伝達ルート・・・17
- 5 情報伝達責任者の明確化・・・17
- 6 安否確認情報・・・17

## 第5章 避難所における支援

- 1 避難誘導の手段・経路・・・・・・・・・・・・・・・・・・19
- 2 避難所の種類・・・・・・・・・・・・・・・・・・19
- 3 指定避難所における支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・19
- 4 福祉避難所・・・・・・・・・・・・・・・・・・21

## 第6章 関係機関・団体との連携

- 1 避難支援プランに基づく地域の取り組み・・・・・・・・・・23
- 2 市の役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・23
- 3 地域の役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・24
- 4 関係機関・団体の役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・24
- 5 要援護者自身の役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・25

### 【資料】

- 秋田市避難支援プランフロー・・・・・・・・・・・・・・・・・・26
- 同意書(様式)・・・・・・・・・・・・・・・・・・27
- 名簿登録申出書(様式)・・・・・・・・・・・・・・・・・・28
- 避難支援対象者名簿(様式)・・・・・・・・・・・・・・・・・・29
- 個人情報保護に関する誓約書(様式)・・・・・・・・・・30
- 関係機関との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・32
- 秋田市避難場所・避難施設一覧・・・・・・・・・・・・・・・・34

### (参考)

- 秋田市災害時要援護者の避難支援プラン策定経過・・・・・・・・39
- 秋田市地域福祉計画等推進庁内連絡会設置要綱・・・・・・・・40
- 秋田市地域福祉計画等推進庁内連絡会幹事会名簿・・・・・・・・43

# 第1章 基本的な考え方

## 1 秋田市災害時要援護者の避難支援プラン策定の背景と目的

平成16年7月、新潟、福井、福島で発生した豪雨災害を契機に、災害時に弱い立場におかれる高齢者や障がい者など、災害時要援護者に対する避難支援対策の重要性が認識されるようになりました。

このことを踏まえ、国では平成17年3月に「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」を策定し、地域における災害時要援護者避難支援体制の整備に向けた取組を促しています。また、平成19年12月には、内閣府、総務省、厚生労働省、国土交通省の連名通知により、全国の市町村に対し、平成21年度までを目途に「避難支援プランの全体計画」を策定するよう求めており、これを受け、秋田県においても、平成20年7月に「災害時要援護者避難支援プラン策定指針」を策定し、県内各市町村に示しているところです。

本市においても、災害時における要援護者の安全確保のための取組の強化に向け、平成21年3月に修正された秋田市地域防災計画には、災害時要援護者避難支援プランの作成や福祉避難所の設置など、安全確保のための支援対策確立に努めることが盛り込まれました。

併せて、日ごろから民生委員など関係機関等との間で災害時要援護者の情報を共有し、日常的な見守りと支援活動が適切に行われることは、災害時要援護者一人ひとりの支援体制の構築や災害時の安否確認が的確に実施されることとなります。災害時の避難支援体制の構築は、ひとり暮らし高齢者などが安心して日常生活を営むことにつながることから、平成21年3月に策定した第2次秋田市地域福祉計画において「災害時の要援護者の避難支援」を重点事業として位置づけたところです。

「秋田市災害時要援護者の避難支援プラン」は、国通知でいう「全体計画」にあたり、本市における災害時要援護者対策を計画的・組織的に実施するための基本的な考え方をまとめるとともに、自助、共助、公助の役割を明らかにし、より具体的な支援活動を実践していくための地域における今後の取組の指針となるものです。この「秋田市災害時要援護者の避難支援プラン」に基づいて、個別避難支援プランを作成します。これは、地域における災害時要援護者一人ひとりの支援活動を進めていくための個別活動計画となることを目的として作成するものです。

## 2 秋田市災害時要援護者の避難支援プランの位置づけ

本市の避難支援プランは、第2次秋田市地域福祉計画における重点事業「災害時の要援護者の避難支援」の具体的な取組として策定を行うものであり、秋田市地域防災計画(平成21年3月12日第18次修正)の「災害時要援護者等の安全確保」を具体化し、地域における平常時からの災害時要援護者の実態把握と災害時における情報の収集伝達、避難誘導などの避難支援体制づくりを進める際の指針となるものです。

### 3 避難支援の基本的な考え方

災害においては、「自らの身の安全は、自らが守る。自らの地域は、自らで守る。」を基本とします。

要援護者のみならず、まずは一人ひとりが自分や家族の身は自分で守るという意識のもとに行う自助、その上で、隣近所への声かけや安否確認、さらに自主防災組織や町内会などによる組織的な安否確認や避難誘導等の共助が確実に行われることが、災害時の被害を最小限にするために最も重要な取組となります。

このような自助、共助が機能するためには、日ごろから地域で話し合いの機会を設けるなど、支援体制の構築に向けた活動が重要です。また、要援護者も支援者、近隣住民と積極的にかかわるなど自ら地域住民と良好な関係を築いていくことが大切です。

また、要援護者への避難支援は、地域の状況や災害の規模によっては地域住民の支援だけでは不十分であることから、自主防災組織や町内会などが地域の事業所や商店、学校等さまざまな団体や施設とも協働し、地域住民と連携した支援体制を構築する必要があります。

地域で支援体制づくりを進める際には、地域で想定される災害に応じた取り組みを進めることが最も重要となります。

特に、暴風雨、洪水等の一般災害では避難に対する準備行動が可能となることから、日ごろから地域住民を巻き込んだ避難支援体制を整えておくことにより、より効果的な支援活動が可能となります。また、一般災害時に備えた避難支援体制が地震等による大規模災害においても、その後の避難や安否確認等をスムーズに機能させることにつながるものと考えます。

## 4 災害時要援護者の定義

災害時要援護者とは、災害が発生した場合に必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなど、災害時に一連の行動をとるのに支援を要する人たちです。

### (1) 一般的に災害時要援護者と考えられる人

- ① ひとり暮らし高齢者、高齢者のみの世帯
- ② 寝たきりなどで介護が必要な人
- ③ 認知症状のある人
- ④ 視覚障害のある人
- ⑤ 聴覚障害のある人
- ⑥ 音声・言語機能障害のある人
- ⑦ 肢体不自由である人
- ⑧ 平衡機能障害のある人
- ⑨ 内部障がいのある人
- ⑩ 難病などの病気を抱えている人
- ⑪ 知的障がいのある人
- ⑫ 精神障がいのある人
- ⑬ 妊産婦および乳幼児
- ⑭ 日本語の情報が十分理解できない外国人

### (2) 要援護者が抱える災害時の支障

要援護者が災害時に抱える支障は、「情報の伝達が難しい」「情報を的確に理解できない」「被災をまぬがれるための避難行動に支障がある」「急激な生活環境の変化に適応できない」など災害時要援護者一人ひとりがそれぞれ異なります。

- ①情報に対する支障 → 情報を受けたり伝えたりすることが困難である。
- ②危険回避に対する支障 → 災害時には、瞬時の対応が求められるが、危険回避が遅れ、倒れた家具等から自ら身を守ることができない。
- ③移動行動に対する支障 → 身体的な障がいや病弱であるため避難準備に時間を要し移動行動に遅れが生じる。
- ④生活行動に対する支障 → 薬や医療用具・機器がないと生命・生活の維持が困難となる場合がある。
- ⑤適応力に対する支障 → 心理的動揺が激しく日常生活に支障が生じる。

《参考：災害時要援護者の特徴とニーズ（例）》

区 分	特 徴	災害時のニーズ
ひとり暮らし 高齢者	<ul style="list-style-type: none"> <li>同居者がいないため、緊急事態等に気づくのが遅れるおそれがある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>迅速に情報を伝達し、避難を誘導する。</li> </ul>
寝たきり高齢者	<ul style="list-style-type: none"> <li>自力で行動することができない。</li> <li>自分の状況を伝えることができない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難する場合、車いす・ストレッチャー等移動用具と援助者が必要</li> <li>安否確認や状況把握が必要</li> </ul>
認知症高齢者	<ul style="list-style-type: none"> <li>自分で判断し、行動することができない。</li> <li>自分の状況を伝えることが困難</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難する場合は、援助者が必要。また、状況により車いす等移動用具が必要</li> <li>安否確認や状況把握が必要</li> </ul>
視覚障がい者	<ul style="list-style-type: none"> <li>被害の状況を知ることができない。 (視覚による緊急事態の察知が不可能な場合が多い)</li> <li>災害時には、住み慣れた地域でも状況が一変し、いつもどおりの行動ができなくなる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町村からの広報、その他生活に関する情報などが来たときには必ず知らせる。必要に応じて読み上げる。(音声による状況情報伝達および状況説明が必要)</li> <li>安否確認、避難所への歩行支援を誰が行うのか取り決めておく。 (避難誘導してくれる人が必要)</li> <li>避難所内の案内(トイレ、電話など場所の確認など)</li> </ul>
聴覚障がい者 音声言語機能障がい者	<ul style="list-style-type: none"> <li>音声による情報が伝わらない。 (視覚外の異変・危険の察知が困難。音声による避難誘導の認識ができない)</li> <li>視覚外の危険の察知が困難</li> <li>緊急時でも言葉で人に知らせることができない。</li> <li>外見からは、障がいのあることが分からない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>正面から口を大きく動かして話す。文字や絵を組み合わせた筆談や手話、身振りなど目に見える方法で情報を伝える。(視覚による認識手段が必要)</li> <li>避難所への避難誘導</li> <li>避難所では、情報から取り残されないよう掲示板などで呼び掛ける。また、ファクスの配置や筆記用具を常時確保する。</li> </ul>
肢体不自由者 平衡機能障がい者	<ul style="list-style-type: none"> <li>自分の身体の安全を守ることが困難</li> <li>自分で避難することが困難</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>家具の転倒防止など、住まいの安全を確認する。</li> <li>地域での移動支援体制づくり(車いす、ストレッチャー等の移動用具と迅速な情報伝達、介護等援助者が必要)</li> <li>車いす用のトイレの確保</li> </ul>
内部障がい者 難病患者等	<ul style="list-style-type: none"> <li>障がいの状況によっては、自立歩行や素早い避難行動が困難な場合がある。</li> <li>外見からは、障がいがあることが分からない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>医療機関との連絡体制、移送手段の確保(医療機関の支援)</li> <li>移動に、車いす、ストレッチャー等の移動用具や援助者が必要</li> </ul>



区 分	特 徴	災害時のニーズ
内部障がい者 難病患者等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 心臓、腎臓、呼吸器などに機能障がいがあり、人工呼吸器や人工透析など医療的援助が必要な場合がある。</li> <li>・ 常時医療器材（人工呼吸器、酸素ボンベなど）を必要とする人がいる。</li> <li>・ 医療品を携行する必要がある。</li> <li>・ 人工肛門造設者等は、ストマ用装具を携帯する必要がある。</li> <li>・ 急激な環境変化に順応しにくい。</li> <li>・ 人工透析患者は、継続的に透析医療を受けなければならない。</li> <li>・ 人工透析患者は、1日に摂取できる水分や塩分等が厳しく制限される。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 避難所では、ケアの出来るスペースを確保</li> <li>・ 食事制限の必要な人の確認</li> <li>・ 医薬品や医療機器、ケア用品の確保</li> <li>・ 人工肛門造設者等については、ストマ用装具や障がい者トイレの確保</li> <li>・ 人工透析には、電気と水の確保が必要</li> </ul>
知的障がい者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自ら危険を判断し、行動することが困難な場合がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ わかりやすい言葉で具体的に避難誘導することが必要</li> </ul>
発達障がい者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 他人とのコミュニケーションが困難であったり、予定されたパターン以外の行動をとることが難しいため、自ら避難することが難しい場合がある。</li> <li>・ 避難所など、人が多く慣れない場所での生活は極度に緊張するため、パニックを起こす可能性がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一人である時に危険が迫った場合は、緊急に保護が必要</li> <li>・ できるだけ発達障がい者の特性を理解した者が対応することが必要</li> <li>・ 避難所にはできる限り、発達障がい者に配慮したスペースの確保が必要</li> </ul>
精神障がい者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害発生時には精神的な動揺が激しくなる場合がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 努めて冷静な態度で接し、本人を安心させることが必要</li> <li>・ 服薬の状況を確認</li> </ul>
妊産婦	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 行動機能は低下しているが、自分で判断し行動できる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 避難誘導</li> <li>・ 避難所等における配慮</li> </ul>
乳幼児	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自ら判断し、行動する能力が無く、常時保護者の支援が必要（ただし、4、5歳を過ぎると、危険に対して自ら対応する能力が備わってくる）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保護者の災害対応力を高めることや適切な避難誘導が必要</li> <li>・ 被災により、保護者が養育することが困難な場合への対応が必要</li> <li>・ 心のケア</li> </ul>
外国人	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日本語で伝えられる情報が十分理解できない。</li> <li>・ 特定の国の出身者には地震の経験が極めて乏しいケースもありうる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 危険に関する注意喚起情報をあらかじめ外国人に理解できる言語およびやさしい日本語、又は絵カード等（矢印やピクトグラム）で準備することが必要</li> <li>・ 平常時からの防災に関する意識啓発が必要</li> </ul>

## 5 対象とする災害時要援護者

災害時の要援護者への避難支援は、要援護者全員に対する平等性や公平性だけを重視するのではなく、家族など介助者の有無や障がいの種類・程度などに応じて個別に対応することが必要と考えられます。

このことから支援を必要とする要援護者の中から、高齢や身体障がいなどにより自力避難が困難で被災リスクが高い人を避難支援対象者として特定し、優先的に個別避難支援プランを作成する必要があります。

また、社会福祉施設等への入所者や長期入院中の要援護者は、施設、病院において避難支援などの援護が行われるため、避難支援対象者としては除外します。

下記のいずれかに該当する居宅生活者で、同居家族等の支援だけでは自力避難が困難な者

- ①高 齢 者：「要介護認定結果が要介護 1 以上の者」  
「ひとり暮らし世帯、高齢者のみの世帯、日中独居世帯、同居者病弱世帯等で支援が必要な者」
- ②身体障がい者：身体障害者手帳を所持している者のうち  
「肢体不自由（1～2級）の身体障がい者」  
「聴覚障害・平衡機能障害（1～3級）の身体障がい者」  
「視覚障害（1～3級）の身体障がい者」
- ③知的障がい児（者）：「療育手帳 A を所持している者」
- ④難 病 者 等：「難病患者のうち、特定疾患医療受給者証を所持している者」  
「小児慢性特定疾患患者のうち重症認定患者」
- ⑤精神障がい者：「精神障害者保健福祉手帳 1 級を所持している者」
- ⑥その他市長が「上記各項の基準に準ずる者」  
必要と認める者：「外国人、妊産婦、乳幼児」等

※情報収集については、①～⑤は同意方式、⑥は手上げ方式で行う（P. 7 参照）

## 第2章 災害時要援護者情報の収集・共有

### 1 要援護者情報収集の目的

災害時要援護者の中でも特に避難支援を必要とする者に対しては、災害発生のおそれがある時から避難準備情報の伝達が必要です。また、災害発生時には、避難誘導や安否確認、避難所等での支援を的確に行うことが重要です。

そのため、本市地域防災計画における災害対策本部福祉班（災害発生時、福祉保健部各課で構成）の中で要援護者を所管・統括する福祉総務課地域福祉推進室が、災害時要援護者情報を一元的に集約し、庁内関係課と地域の自主防災組織、町内会および民生委員等関係団体間で必要な情報を共有することにより、平常時からの避難支援対象者数の把握や、災害発生時における避難支援対象者一人ひとりに対する必要な支援を迅速かつ的確に行うことが可能となります。

### 2 要援護者情報の収集・共有の方法

災害発生時に避難誘導などの支援を的確に行うためには、避難支援対象者情報の収集・情報のリスト化（要援護者リスト）・避難支援対象者名簿の作成が必要です。

#### 《情報の収集・共有方式》

##### 1 同意方式

防災関係部局、福祉関係部局、自主防災組織、福祉関係者等が要援護者本人に直接的に働きかけ、必要な情報を収集する方式。

要援護者一人ひとりと直接接することから、必要な支援内容等をきめ細かく把握できる反面、対象者が多いため、効率的かつ迅速な情報収集が困難である。

##### 2 手上げ方式

要援護者登録制度の創設について広報・周知した後、自ら要援護者名簿等への登録を希望した者の情報を収集する方式。

実施主体の負担は少ないものの、要援護者への直接的な働きかけをせず、要援護者本人の自発的な意思に委ねているため、支援を要することを自覚していない者や障がい等を有することを他人に知られたくない者も多く、十分に情報収集できていない傾向にある。

##### 3 関係機関共有方式

地方公共団体の個人情報保護条例において保有個人情報の目的外利用・第三者提供が可能とされている規定を活用して、要援護者本人から同意を得ずに、平常時から福祉関係部局等が保有する要援護者情報等を防災関係部局、自主防災組織、民生委員などの関係機関等の間で共有する方式。

平成18年3月「災害時要援護者の避難支援ガイドライン（内閣府等）」より

※ほかに、非常時だけ公表することを前提に、地域内の災害時要援護者の情報を地域において金庫にしまっておく「金庫方式」があります。

### 3 避難支援対象者名簿の作成

#### (1) 要援護者リスト

##### ア 「要援護者リスト」

避難支援対象者の情報は、市各担当課において「高齢者」「障がい者」「難病患者」などといった要援護者それぞれについて個別に把握していることから、福祉総務課地域福祉推進室が市の情報を一元的に収集し、重複情報など情報内容を整理・統合し「要援護者リスト」を作成します。

要援護者リスト								地域福祉推進室									
住民コード	氏名	性別	生年月日	年齢	住所	方書	電話番号	要援護者区分							特記事項		
								要介護	ひとり高齢	その他高齢	身体障がい	知的障がい	難病患者	小児慢性		精神障がい	
01234567	秋田 次郎	男	S18.11.11	66	〇〇町1番1号▲AP203号		888-8888	○									要介護4
01234567	秋田 次郎	男	S18.11.11	66	〇〇町1番1号▲AP203号		888-8888				○						肢体2
01234568	山王 一郎	男	S18.12.12	67	〇〇町8番2号		888-8889						○				
01234569	福祉 太郎	男	S35.12.13	49	〇〇町3番3号		888-8890								○		
03333333	秋田花子	女	S27.2.2	57	〇〇町2番2号		888-8891				○						聴覚障害2
01234569	秋田 八郎	男	S8.3.3	76	〇〇町1番3号		888-8892	○									要介護3

##### イ 「要援護者リスト（各課同意確認用）」

福祉総務課地域福祉推進室が整理・統合した「要援護者リスト」をもとに「避難支援対象者名簿」への登録が必要な要援護者について、同意方式により本人の意向を確認します。そのため、「要援護者リスト（各課同意確認用）」を各所管課に提供し、同意確認を行います。

なお、「高齢者」については、各所管課又は民生委員が本人の同意確認を行い、「障がい者」「難病・特定疾患患者」「小児慢性特定疾患患者」については、原則として所管課が同意確認を行うこととします。

要援護者リスト（各課同意確認用）								通知先：健康管理課									
住民コード	氏名	性別	生年月日	年齢	住所	方書	電話番号	要援護者区分									
								要介護	ひとり高齢	その他高齢	身体障がい	知的障がい	難病患者	小児慢性	精神障がい		
01234568	山王 一郎	男	S18.12.12	67	〇〇町8番2号		888-8889							○			
01234569	福祉 太郎	男	S35.12.13	49	〇〇町3番3号											○	

(2) 避難支援対象者名簿

ア 「避難支援対象者名簿（全体版）」

地域への情報提供に関する同意が得られた者のほか、個別避難支援プランの支援者情報も含めた統括的な名簿である「避難支援対象者名簿（全体版）」を福祉総務課地域福祉推進室が作成します。

なお、個別避難支援プランを優先的に作成する避難支援対象者以外の方でも名簿登録を希望する方は、申出(手上げ方式)していただくことにより避難支援対象者として「避難支援対象者名簿（全体版）」へ登録します。

避難支援対象者名簿（全体版）													地域福祉推進室・防災安全対策課						
住民コード	氏名	性別	生年月日	年齢	住所 電話	介護 ○	同居	要援護 高年齢 ○	要援護者 身体的 ○	要援護者 知的 ○	要援護者 難病 ○	小児	精神	特記事項 要介護3	個別計画 作成課	名簿 登録	町内会	自主 防災	担当 民生委
0123456	山田太郎	男	S18.5.5	66		○		○	○							同意	○	□□□○	山×雄
0123456	秋田花子	女	S36.3.3	48				○	○						障がい福祉 手上げ	○	○	□□□○	山×雄
0123456	秋谷秋夫	男	S34.1.1	50				○	○		○				障がい福祉	×			
0123457	伊藤輝男	男	S12.2.2	72															

イ 「避難支援対象者名簿（地域用）」

避難支援対象者名簿のうち、自主防災組織、町内会ごとおよび民生委員ごとに「避難支援対象者名簿（地域用）」を作成します。

避難支援対象者名簿（地域用）										自主防災組織名 ○○ 町内会名 ××× 担当民生委員△△△		
氏名	性別	生年月日	年齢	住所	方書	電話番号	要援護者 区分	支援者(氏名・電話)				
山田 太郎	男	S18.5.5	66	○町1番1号	アパート2号	888-8888	高齢者・障がい者					
秋田 花子	女	S36.3.3	48	○町1番2号		888-8888	障がい者					
伊藤 輝男	男	S12.2.2	72	○町1番4号								

ウ 「避難支援対象者名簿（地区民児協保管用）」

避難支援対象者名簿のうち、緊急時に備えて、地区民生児童委員協議会に「避難支援対象者名簿（地区民児協保管用）」を作成します。

なお、個人情報保護の観点から、秋田市個人情報保護審査会からの意見に基づき、対象者の範囲や名簿の具体的な活用方法等についてさらに検討を進めます。

避難支援対象者名簿（地区民児協 保管用）													○○地区民生児童員協議会					
住民 コード	氏名	性別	生年月日	年齢	住所 電話	介護 ○	同居	要援護者 高年齢 ○	要援護者 身体的 ○	要援護者 知的 ○	要援護者 難病 ○	小児	精神	名簿 登録	町内会	自主 防災	担当 民生委	支援者 氏名電話
……	山田太郎	男	S18.5.5	66		○		○	○					同意	○	□□□○	山×雄	
……	秋田花子	女	S36.3.3	48				○	○					手上げ	○	○	□□□○	山×雄
……	秋谷秋夫	男	S34.1.1	50				○	○		○			×				
……	伊藤輝男	男	S12.2.2	72														

## 4 市での情報共有

支援者一人ひとりに対する避難誘導や安否確認、避難所等での必要とされる支援を的確に行うため、福祉総務課地域福祉推進室が作成した「要援護者リスト（各課同意確認用）」と「避難支援対象者名簿」を市内部で共有します。

## 5 避難支援対象者名簿の外部提供

地域において、災害時の避難支援・安否確認や個別避難支援プラン作成に活用するため、地区（おおむね小学校区）ごとに同意者・申出者のデータをまとめた「避難支援対象者名簿(地域用)」を各地区（自主防災組織、町内会および民生委員）に外部提供します。この名簿には、対象者の「氏名・性別・生年月日・年齢・住所方書・電話番号・要援護者区分等」といった必要最低限の情報のみが記載されています。

なお、外部への提供であるため、個人情報保護の観点からの配慮が必要であり、各地区での名簿保管者全員から、個人情報保護に関する誓約書の提出を求めるとともに、地区やブロック単位（市内4ブロック）で、個人情報保護に関する研修の受講を義務づけます。

また、地区民生児童委員協議会に対し、震災等の大規模災害発生時に備え、すべての避難支援対象者が網羅された「避難支援対象者名簿（地区民児協保管用）」を提供します。これは、震度5強以上の地震発生時などで被害状況が甚大であり、避難支援対象者の生命、身体又は財産の保護上、緊急に必要な際、地域で活用するために、保管しておく名簿です。

### 【情報共有者一覧】

	要援護者リスト (3(1))	避難支援対象者名簿 (3(2))	個別避難支援プラン (P.11)
市	◎ すべての対象者	◎ すべての対象者	○ 同意者
地域 (自主防災・町内会・ 各民生委員)	×	○ 同意者	×
地区民生児童 委員協議会	×	◎ すべての対象者(※)	×
支援者	×	×	○ 自分が支援する 対象者
避難支援 対象者	×	×	○ 本人

(※秋田市個人情報保護審査会からの意見に基づき、対象者の範囲や名簿の具体的な活用方法等についてさらに検討します。)

## 6 災害時要援護者情報の管理

「同意方式」や「手上げ方式」にて情報を収集した災害時要援護者情報は、市においては災害発生時の状況を考慮し、電子データと紙媒体の双方で保管・管理します。

また、災害時要援護者情報はプライバシーに十分配慮し適切に管理するとともに、適時情報を更新していきます。

## 7 避難支援対象者名簿の活用

地区において、避難支援対象者名簿を活用して個別避難支援プランを作成するとともに、災害時に備えて、支援者・避難支援対象者への情報伝達体制の整備、避難支援対象者情報を図示化した福祉災害マップの作成、支援者・避難支援対象者も含めた避難訓練の実施などに活用します。

また、作成した福祉災害マップ等を用いて、民生委員・地区社会協議会（福祉協力員）等と協力しながら、平常時における避難支援対象者の見守り活動を行います。

こうした活動を効果的に行うためには、名簿登録への同意率の向上が重要です。そのため、名簿に登録されていない人であっても支援が必要であると思われる人に対しては、地域で名簿への登録を働きかけます。また、市でもあらゆる機会をとらえて名簿への登録を積極的に促し、避難支援対象者名簿の充実に努めます。

## 8 緊急時の情報提供

震度5強以上であって、しかも、住宅等の広範な倒壊や火災の発生に伴い、交通網の寸断や、電気・水道・ガスなどのライフラインの途絶など都市機能が壊滅的な被害を受け、人的被害も多発している場合など、緊急かつやむを得ない場合に限り、災害時要援護者の生命・身体を保護するために本人の同意を得ることなく、救出活動等を行う専門機関に対し「避難支援対象者名簿（全体版）」の情報を提供するものとします。

## 第3章 個別避難支援プランの作成

### 1 作成の目的

災害が発生し、又はそのおそれが高まったときに、災害時要援護者の避難支援誘導を迅速かつ適切に実施するためには、避難などについて特に人的支援を要する者一人ひとりについて、誰が支援して、どこに避難所等に避難させるかをあらかじめ定めておく必要があります。このため、避難方法などについて避難支援対象者本人又はその家族等とともに、個々に対応する支援者や支援に関する必要事項等を示した個別避難支援プランを作成します。

### 2 作成の推進

個別避難支援プランの作成は、市が作成する「避難支援対象者名簿（全体版）」に登録された災害時要援護者の中から、具体的に支援が必要でなおかつ作成に同意した者への聴き取り調査を基本としながら、自主防災組織および町内会が実施主体となり、地区民生児童委員協議会の協力・支援を得ながら推進していきます。

### 3 個別避難支援プランの内容

個別避難支援プランには、氏名、住所、生年月日等の基本的項目のほか、避難支援に必要な次に掲げる事項を記載します。

- (1) 町内会、自主防災組織、民生委員
- (2) 普段いる部屋や寝室の位置
- (3) 自宅付近の一時的な避難場所と指定された避難場所・施設
- (4) 避難を手伝ってくれる方(支援者)
- (5) かかりつけの医療機関など
- (6) 担当ケアマネジャーなど
- (7) 緊急時の家族など連絡先
- (8) 継続している医療や福祉サービス、日常の介護者など
- (9) 避難時に必要な生活用具・薬など
- (10) 情報伝達する際に、注意することなど
- (11) 避難先で注意することなど
- (12) 支援者や市の福祉部門、防災部門と支援者への情報を提供することについて、災害時要援護者本人からの同意確認
- (13) 支援者の情報を地域へ提供することについて、支援者本人からの同意確認



○個別避難支援プランひな型（表面）

※ 地区名【                      地 区】

No. 旭北-220001

秋田太郎さんの災害時における避難支援  
～秋田市個別避難支援プラン～



町 内 会

自主防災組織

民生委員

住 所	秋田市山王一丁目1-1 福祉アパート1号		(電 話) 018-866-0001		
			(FAX)		
			(携 帯)		
フリガナ お名前	秋 田 太 郎	性 別	男	年 齢	77 歳
生年月日	昭和 7年 8月 9日	血液型	型	支援対象の種別	
世帯状況	(世帯人数や世帯構成など)				
普段いる 部屋		寝室の位置			

自宅付近の一時的な避難場所		指定された避難場所	
予定の 避難先		予定の 避難所	
避難所までの行き方、移送方法など		予定の 避難施設	

【災害が起こった時に声かけや避難所までの付き添いをお手伝いしてくれる方】

私(お手伝いしてくれる方)の氏名・電話番号等の情報を地域の方(町内会・自主防災組織・民生委員)に提供することを同意します。

お名前		関 係	
住 所		電 話	
お名前		関 係	
住 所		電 話	
お名前		関 係	
住 所		電 話	

(あて先) 秋田市長

私は、秋田市個別避難支援プラン(この用紙。裏面も含む)を作成することに同意します。

また、私が届け出た個人情報を市の福祉部門、防災部門と避難支援者へ提供することを承諾します。

平成 年 月 日

(お名前)

代理記載者のお名前 ※代理の方が記入した場合	お名前		本人との関係	
	住 所		連絡先	

ひな型（裏面）

**【かかりつけの医療機関など】**

医療機関名など	住 所 連絡先 ( )
医療機関名など	住 所 連絡先 ( )

**【担当ケアマネジャーなど】**

担当ケアマネジャー	事業所名 連絡先 ( )
-----------	-----------------

**【緊急時の家族など連絡先】**

フリガナ お名前	(関係 )	住 所 連絡先 ( )
フリガナ お名前	(関係 )	住 所 連絡先 ( )

**【その他】**

継続している医療や福祉サービス、日常の介護者など	
避難時に必要な生活用具・薬など	
情報伝達する際に、注意することなど	
避難先で注意することなど	
特 記 事 項	

**【関係機関などの連絡先】**

連絡先	市役所 ( ) 課	電 話		F A X	
		電 話		F A X	
		電 話		F A X	

※この避難支援プランについてのお問い合わせは …… 秋田市地域福祉推進室 電話018-866-2090  
FAX018-866-2417

## 4 支援者の選定

支援者とは、災害時要援護者への災害情報の伝達や避難誘導を実際に行う人たちをいい、災害時実際に要援護者への手助けをする近隣や町内会の人などできるだけ身近な人たちが望ましいと考えます。日ごろから声かけや見守り活動などにより、災害時要援護者とのコミュニケーションを図り、要援護者との信頼関係を深めておくことが必要です。

支援者の役割としては、風水害などで予め避難可能な状況では、要援護者へ避難準備情報を伝え避難を促したり、避難所までの避難を支援するものです。なお、支援者はあくまでもボランティアとして活動するものです。

地震等の突発的に発生した災害では、まずは支援者自身と家族の安全を確認・確保した後、要援護者の安否を確認します。万一、倒壊家屋等からの救助など専門的な救援活動が必要な場合は、速やかに消防等の専門機関に連絡するものとします。

なお、支援者は要援護者一人に対し複数の支援者を原則としていますが、時間帯や災害の状況によって、複数の支援体制を想定しておくことが必要です。地区によっては、すでに、日中は支援者の家族が対応したり、老人クラブ会員等による支援隊を別に組織しているところが見受けられます。

## 5 身近な避難場所の設定

災害時には、市が指定した避難所までの避難経路が天候等により通行できない場合や、身体の状態により困難となる場合が想定されます。そのため、地域で、応急的な避難場所として活用できる建物をあらかじめ決めておくことも大切です。

## 6 個別避難支援プランの保管

市は、提出された個別避難支援プランに基づき、「避難支援対象者名簿（全体版）」に個別避難支援プラン作成の有無と支援者情報を追加するとともに、作成した個別避難支援プラン原本を台帳として整備し、福祉総務課地域福祉推進室で保管します。

## 7 情報の共有と更新

個別避難支援プランの写しは、防災安全対策課および避難支援対象者本人のほか、支援者が共有します。

また、避難支援対象者の転居や支援者の変更など、本人又は支援者から変更の届出があった場合には、随時修正を行います。さらに、毎年1回は内容の確認と更新を行うなど、災害時における迅速かつ的確な支援を実施するために個別避難支援プランの適切な情報更新に努めます。

## 第4章 情報伝達体制

### 1 避難情報の種類

市（防災安全対策課）は、大規模な地震災害の発生又は災害の発生が予測される際に、迅速で安全な住民の避難又は避難誘導を確保するため、避難情報を発表・発令し、関係機関および住民に周知します。

- (1) 「避難準備情報」 避難勧告又は避難指示の発令に先立ち、避難に時間を要する災害時要援護者を安全かつ円滑に避難および避難誘導させるために発表し、支援者・避難支援対象者に伝達します。
- (2) 「避難勧告」 災害が発生し、又は発生が予想されるとき、当該被災地域又は被災するおそれがある区域の住民等に対し、あらかじめ指定した避難場所又は避難所への避難を促すために発令します。
- (3) 「避難指示」 被害の状況が「避難勧告」発令時より悪化したとき、又は危険が切迫しているとき、「避難勧告」より拘束力が強い「避難指示」に切り替えて発令します。

### 2 避難準備情報発表の基準について

避難準備情報発表の基準については、「秋田市地域防災計画」において、以下のとおり定めています。

- |   |
|---|
| <ol style="list-style-type: none"><li>① 避難勧告および避難指示発令の可能性が大きいと判断されるとき</li><li>② 河川の水位がはん濫注意水位に達したとき</li><li>③ 土砂災害警戒情報が発表されたとき</li><li>④ その他警報等が発表されたとき</li></ol> |
|---|

これらの基準については、一律に適用するものではなく、災害の種別および対象とする場所や河川等の特性を踏まえ、それぞれ判断基準を定めるとともに、運用面においても、様々な状況を勘案のうえ避難準備情報を発表するものとします。

### 3 避難情報の伝達体制と伝達手段

避難情報の伝達体制については、地域の災害環境に配慮するとともに、災害時要援護者の特性を踏まえ、迅速かつ確実に要援護者および支援者に伝達するよう整備します。

避難情報の伝達手段については、消防等の広報車両を活用するとともに、報道機関の協力を得て住民に広報します。

また、視聴覚障がい者への伝達手段としても有効な秋田市災害時情報提供システム（防災ネットあきた）により、登録した関係機関や市民、災害時要援護者に直接配信します。さらに、市のホームページにより随時情報を提供するほか、自主防災組織の代表者又は町内会長には、電話やメール等により直接伝達する体制を整備します。

## 《情報伝達手段の一覧》

情報伝達手段	情報の種別	
	音声	文字
広報車両による広報	○	
放送事業者への情報提供による放送	○	○
秋田市災害時情報提供システムによる配信	○	○
市ホームページへの掲載		○
自主防災組織又は町内会の代表者への電話、メール	○	○

### 4 要援護者に対する情報伝達ルート

避難準備情報については、市から自主防災組織又は町内会を通じて、支援者および避難支援対象者に直接伝達することとします。緊急の場合や適切な情報伝達手段がない場合は、支援者が避難支援対象者宅を直接訪問して避難準備情報を伝えるなど、確実に情報を伝達する必要があります。また、視聴覚障がい者には、秋田市災害時情報提供システム（防災ネットあきた）又はファクスにより、直接情報を配信します。

あわせて、地区民生児童委員協議会など福祉関係機関・団体のネットワークを活用するなど複数のルートにより、確実に情報が伝達する体制を整備します。

### 5 情報伝達責任者の明確化

避難支援対象者に対する情報伝達については、地域における情報伝達責任者（自主防災組織又は町内会）を設定し、福祉総務課地域福祉推進室が行います。

ただし、福祉施設等に対して行う河川の洪水予報等の情報伝達は、防災安全対策課が行います。

### 6 安否確認情報

#### (1) 基本的な考え方

##### ア 台風・水害等の一般的災害、局地的災害時

市から避難準備情報・避難勧告等が発表・発令された時、地域の自主防災組織又は町内会は、「避難支援対象者名簿(地域用)」をもとに避難支援対象者への情報伝達を行います。

また、浸水等の被害が拡大した際には、安否確認を行い、避難支援対象者の被災状況について速やかに市福祉総務課地域福祉推進室に連絡をするものとします。

市福祉総務課地域福祉推進室では、地域からの安否確認情報に応じて、必要な対応を講ずるとともに、地域に被害が発生している場合には、避難支援対象者名簿の未登録者に対しても安否確認を行うこととします。

##### イ 地震災害（震度5強以上）時

まずは、一般的災害時と同様の対応をします。

その上で、住宅等の広範な倒壊や火災の発生に伴い、交通網の寸断や、電気・水道・ガスなどのライフラインの途絶など都市機能が壊滅的な被害を受け、死傷者等人的被害も多発している場合など（震度5強以上の震災等）、避難支援対象

者の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるときには、地区民生児童員協議会で保管している「避難支援対象者名簿（地区民児協保管用）」を活用し、自主防災組織や町内会等と協力し、すべての避難支援対象者の安否確認を行うものとしします。

## (2) 安否確認体制の整備

自主防災組織、町内会、民生委員は、日ごろからの見守り活動を通じて避難支援対象者の所在や避難先となりうる場所等を把握し、地域における情報の集約を図り、市の安否情報対応窓口へ円滑な情報提供ができる体制を整えておく必要があります。支援者は、避難支援対象者の安否情報を迅速に報告できる連絡体制を整えておく必要があります。

また、緊急時はすべての避難支援対象者の安否確認も必要であるため、地区民生児童委員協議会で保管している「避難支援対象者名簿」を開示し、自主防災組織、町内会等の地域関係者と連携して安否確認を行います。そのための連絡体制も整えておく必要があります。

## 第5章 避難所における支援

### 1 避難誘導の手段・経路

災害発生時や避難準備情報等を発表・発令した場合、避難支援対象者については、個別避難支援プランに基づいて支援者と地域住民が連携して避難誘導を行います。それ以外の災害時要援護者については、近隣住民同士の日ごろからのつながりにより避難を促すことを基本とします

このため、平常時から市、自主防災組織、町内会、民生委員、関係団体などの役割分担を明確にしながら連携して対応することが大切となります。また、冬季の災害時には、学校などの避難所までの移動が特に困難な場合もあり、事前に冬季の避難経路を確認しておくことも必要となります。

なお、災害時要援護者自身が、日ごろから、避難所までの避難経路の確認に努めることも重要です。

### 2 避難所の種類

#### (1) 一時的な避難所

災害発生時に一時的な集合場所としたり、市の指定避難所まで避難することが難しいときに避難する場所であり、町内会など地域で独自に決めた避難所で、地域内の集会所や広場などがこれにあたります。

#### (2) 指定避難所

災害発生時やそのおそれがある際に、地域住民が一時的に避難生活を送ることが可能な施設として市が地域ごとに指定した施設であり、学校やコミュニティセンターなどがこれにあたります。

#### (3) 福祉避難所

災害時要援護者などが、指定避難所での避難生活を行うのが困難であり、特別な配慮が必要である場合に市が開設する避難所であり、事前に市と協定を結んだ福祉施設等に必要に応じて開設し、本人と介護者が避難生活を送ります。

#### (4) 医療機関・福祉施設

災害時要援護者などが、福祉避難所でも避難生活を送ることが困難であり、継続的な医療・福祉サービスが必要である場合は、一時的に医療機関・福祉施設への緊急入院・緊急入所を行います。

### 3 指定避難所における支援

災害時要援護者の特徴やニーズは一律的なものではないことから、指定避難所における支援対策においても環境整備が必要となります。また、災害時要援護者の要望を把握するため避難所で相談を受け付けることが求められます。さらに、避難所での情報提供の際、視覚・聴覚障がい者、外国人などについては、情報伝達方法に特段の配慮が大切です。

なお、避難生活が長期化する場合は心身の健康管理や健康相談などを行いながら、

必要に応じて福祉避難室の設置や福祉避難所への移送が必要となります。

避難所における要援護者の支援については、市災害対策本部の福祉班（福祉保健部各課で構成）が中心となり、避難所の設置・運営を行う市生活班（市民生活部各課で構成）や保健衛生班（保健所各課で構成）、地域と協力して行います。

#### (1) 相談窓口の設置

災害時要援護者の支援ニーズは一人ひとり異なり、また、心身の状態等によっても異なることが考えられます。このことから、市（福祉班）は、正確なニーズを迅速に把握するために専門の相談窓口を設け、民生委員や地区社会福祉協議会、地域包括支援センターなど福祉関係者、支援者の協力を得て避難所での相談体制を整えます。

#### (2) 情報提供

避難所では情報が不足することにより災害時要援護者が必要以上に不安を抱くことが想定されることから報道機関や市等からの情報を的確に提供する必要があります。

このため、市（福祉班・生活班）は情報提供に当たって、それぞれ災害時要援護者の心身の状態に配慮し、紙媒体や音声・文字など様々な方法を用いて実施します。また、掲示物や紙媒体での情報提供では、文字を大きくしたりイラストを用いるなどして、高齢者から子ども、外国人まで誰でもわかりやすい表示に努めることも必要です。

#### (3) 福祉避難室の設置

災害時要援護者が避難所での集団生活が困難である場合、市（生活班・福祉班）は、応急的措置として、指定避難所の教室・保健室等を活用し、要援護者のための区画されたスペースを用意し、福祉避難室として対応することが必要となります。

#### (4) 福祉サービスの継続

要援護者は、避難所生活でも、生活を維持するために福祉サービスが必要となります。このことから、市（福祉班）は関係機関やサービス事業所と協力し、適切な福祉サービスを確保・継続できるように努めます。

#### (5) こころのケア

被災した体験や慣れない避難所での生活が続くことにより、身体的な疲労はもとよりストレスの蓄積により体調の変化や外傷後のストレス障害（PTSD）への進行が懸念されることから、市（保健衛生班）は、専門家の協力を得ながら災害時要援護者のこころのケア相談に努めます。

#### (6) 健康管理

避難所生活は、避難者や支援関係者など、多くの人たちが出入りすることから、災害時要援護者の健康管理のほか、栄養対策、感染症対策、食中毒対策など予防対策が大切です。そのため、市（保健衛生班）は、関係機関と連携しながら効果的で継続的な保健活動を行います。



(7) 避難所以外の災害時要援護者への支援

被災した災害時要援護者の中には、他人との共同生活が難しい等の理由から避難所外の自家用車や自宅敷地内で避難生活を送る人がいることも考えられます。市(福祉班)はこうした避難生活を送る要援護者の所在や現状を把握し、必要な情報提供を行いながらニーズの把握を行います。

(8) 福祉避難所・医療機関等への移送

市(福祉班・保健衛生班)は、障がいの重度化や合併症の予防等の観点から、医師、保健師等の協力を得て、健康状態の確認や相談に応じながら、その結果によっては福祉避難所への移送を検討します。また、状況によっては、福祉施設等への緊急入所や医療機関への入院などの対応を行います。

## 4 福祉避難所

(1) 福祉避難所とは

大地震や大規模な土砂崩れ、豪雨災害等災害救助法が適用されるような大規模な災害が発生した場合に、市が設置する避難所です。指定避難所での生活が困難で、特別な配慮を必要とする災害時要援護者を対象とします。

福祉避難所は、避難生活が長引くことが予測され市長が必要と認めた場合に開設します。

(2) 受入れする対象者

指定避難所での生活が困難な高齢者、障がい者等および介助する家族(必要最少限)が対象となります。

ただし、専門の介護老人福祉施設や医療機関等への入所・入院に至らない者となります。

(3) 福祉避難所で行う支援内容(市福祉班)

- ア 相談対応
- イ 情報伝達
- ウ 支援物資の提供

(4) 指定する施設

バリアフリーに対応した老人福祉施設や障害者支援施設、養護学校等を管理運営する者と市が協定を締結し、福祉避難所として指定します。

(5) 平常時の対応

ア 施設が行うこと

(ア) 福祉避難所として施設の受入可能人数や設備などを確認し、災害時の受入体制を整えておくことが必要です。

(イ) 施設の利用者や周辺住民に対し、災害時には福祉避難所として施設が避難所となることをあらかじめ周知しておく必要があります。

(6) 災害時の対応

ア 施設が行うこと

- (ア) 施設の被害状況等を確認し、福祉避難所として対応することが可能かどうかを確認します。可能な場合は、受入可能な人数を確認後、市と調整の上、福祉避難所を開設します。
- (イ) 福祉避難所を開設するために、24時間体制で施設を維持管理するための人員の確保や災害時要援護者受入のためのスペースの確保、施設利用者への周知、供与が可能な設備・備品の準備などの体制整備が必要となります。
- (ウ) 市から送付された受入対象者リストにより対象者を確認し、受け入れます。
- (エ) 福祉避難所閉鎖後、福祉避難所開設期間中に要した経費について、市と協議の上、必要書類を添付し、市へ請求書を提出します。

イ 市が行うこと

- (ア) 福祉避難所として指定されている施設の被害状況を確認し、受入可能人数をとりまとめると同時に、各指定避難所での生活が困難な高齢者、障がい者等の状況を確認し、福祉避難所開設の判断を行います。開設決定後は、開設するまでの間、施設と調整を行います。
- (イ) 開設するまでの間、福祉避難所に配置する生活相談員等の人員、備蓄等の必要物資および移送手段を確保し、支援体制を整備します。
- (ウ) 福祉避難所に移送する災害時要援護者のリストを作成し、施設に受入れを依頼します。
- (エ) 福祉避難所閉鎖後、福祉避難所開設期間中に要した経費について施設と協議を行い、請求された費用の支払を行います。

## 第6章 関係機関・団体との連携

### 1 避難支援プランに基づく地域の取り組み

災害に対する取り組みは、「自分の身は自分で守る」「自分たちの地域は自分たちで守る」という理念のもとに、それぞれの主体が具体的な災害対策を協力して進めることが大切です。

災害時要援護者の避難支援プランは、地域において高齢者や障がい者など避難にあたって支援が必要となる人を特定し、その一人ひとりについて誰が支援し、どこの避難所へ避難させるかを定める、要援護者を対象とした避難支援の仕組み作りを主眼とするものです。

こうした取り組みを通じて日ごろからの防災対策や避難支援体制を話し合い、各地域において実情に合わせた災害時の避難支援の仕組みづくりを行うことが地域防災力の強化につながります。また、地域で避難訓練や情報伝達訓練等を行う際には、日中や夜間、洪水や地震等、時間帯や災害の種類・規模により対応が異なることから、自主防災組織、町内会、関係団体等のほか、広く地域住民も参加する地域ぐるみの取り組みが望まれます。

災害時の要援護者支援は地域(近隣)の共助の力が重要となることから、公・共・私  
の役割分担を明確にし、共通認識を持っておくことが必要です。

### 2 市の役割

要援護者の避難支援に関する市の役割は、以下のとおりです。

#### (1) 防災部門

平常時には、自主防災組織の組織化や組織体制の強化、地域への情報伝達体制の整備を進めます。災害発生時には、災害対策本部等を運営し、避難準備情報、避難勧告、避難指示の避難情報を発表・発令するとともに、避難所の開設、備蓄品提供等を指示します。

#### (2) 福祉部門

災害時要援護者情報を集約・整理した避難支援対象者名簿を作成し、日ごろから地域の関係機関等と情報を共有するとともに、地区説明会やワークショップ等を開催し、地域における連携強化を支援します。

災害発生時には、各地区自主防災組織と町内会の代表者および地区民生児童委員協議会へ避難準備情報を伝達するとともに、安否確認情報の集約と要援護者支援に係る関係機関等との連絡調整を行います。

また、避難所が設置された場合には職員を派遣し、要援護者の相談や情報提供、ニーズへの対応に努めます。

#### (3) 保健部門

健康危機管理の拠点として、難病患者、精神障がい者等の災害時要援護者の避難動向および医療の継続状況を調査し、医師会や医療機関と必要な対策に努めるとともに、健康相談や栄養相談などニーズに応じた相談体制の整備に努めます。

### 3 地域の役割

#### (1) 自主防災組織

自主防災組織は、町内会が中心となり、住民同士の協力により地域の防災活動を効果的に行うための組織です。日ごろから、避難支援対象者と支援者の顔合わせや避難場所、避難ルートの確認、避難訓練などを町内会と連携し実施します。災害発生時には、避難準備情報を支援者に伝えるとともに町内会や地域住民と協力して、避難支援対象者の避難誘導、安否確認を行います。

#### (2) 町内会

日ごろから、避難支援対象者と支援者の顔合わせや避難場所、避難ルートの確認、避難訓練などを自主防災組織と連携し実施します。また、福祉協力員や民生委員等と連携し、見守り活動を行います。災害発生時には、自主防災組織や地域住民と協力して、避難支援対象者の避難誘導、安否確認を行います。

#### (3) 民生委員

日ごろからの友愛訪問をとおして災害時要援護者の見守りを行うとともに、自主防災組織に協力し、個別避難支援プランを作成します。災害発生時には、避難所において福祉班に協力し、災害時要援護者の相談に応じます。

#### (4) 地区社会福祉協議会

地区内の住民の福祉の向上を目的とする自主的な住民組織であることを生かし、見守りネットワーク事業の実施等を通じて、日ごろからの地域内における関係団体間の連携・協力体制の構築を進めます。

#### (5) 支援者

避難支援対象者を日ごろから見守り、災害のおそれがある場合には自主防災組織からの避難準備情報を受け、避難支援対象者に情報を伝達し、避難の際には、避難行動を支援します。

#### (6) 事業所等

地域の事業所等はそれぞれの立場で被害の抑止等に最大の努力を払い、日ごろから災害に備え災害対策を確立しておくことが必要です。また、地域住民や町内会等との協力体制の確保に努め、連携を図ることが大切です。

### 4 関係機関・団体の役割

#### (1) 秋田市民生児童委員協議会

日ごろから「災害時一人も見逃さない運動」への取組に努めるとともに、地区社会福祉協議会、町内会、自主防災組織等地域の関係団体との連携強化を進めます。

また、緊急時には地区民生児童委員協議会で保管している「避難支援対象者名簿」を開示し、安否確認を行うことから組織的な連絡体制を整備します。

(2) 秋田市社会福祉協議会

日ごろから地区社会福祉協議会や市民生児童委員協議会などの様々な地域福祉関係団体の連携を支援します。災害発生時には、市の要請により災害ボランティアセンターを設置し、避難所や被災者等のニーズを的確に把握しながら、ボランティアが効果的に活動できるようコーディネート体制を整備します。

(3) 消防団

消防団の任務は、地域を火災等の災害から守ることであり、地震や風水害等の大規模災害時にも消防署員とともに消防活動に当たります。また、災害時以外には火災の予防や住民に対する啓発など幅広い分野で活動しており、地域の消防防災のリーダーとしての役割を果たします。

(4) 福祉施設等

福祉避難所としての受入体制を整えておき、災害発生時には福祉避難所開設のための体制を整え災害時要援護者を受け入れます。また、市に協力し、災害時要援護者等からの相談に対応します。

(5) 地域包括支援センター・福祉関係事業所

平常時から制度周知に努めるとともに、災害時でも継続的な福祉サービスの提供が可能な体制を構築します。災害発生時には要援護者への福祉サービスの提供を継続します。

(6) ボランティア団体等

災害ボランティアセンターと連携しながら、被災した要援護者へ様々な支援を行います。

## 5 要援護者自身の役割

要援護者自身も「自分でできること」「自分ではできないこと」を明らかにし、「必要な支援」を周囲に周知していくことが必要です。また、地域の行事や防災訓練等に積極的に参加するなど日ごろから隣近所と交流やあいさつなどのコミュニケーションを保つことが大切です。



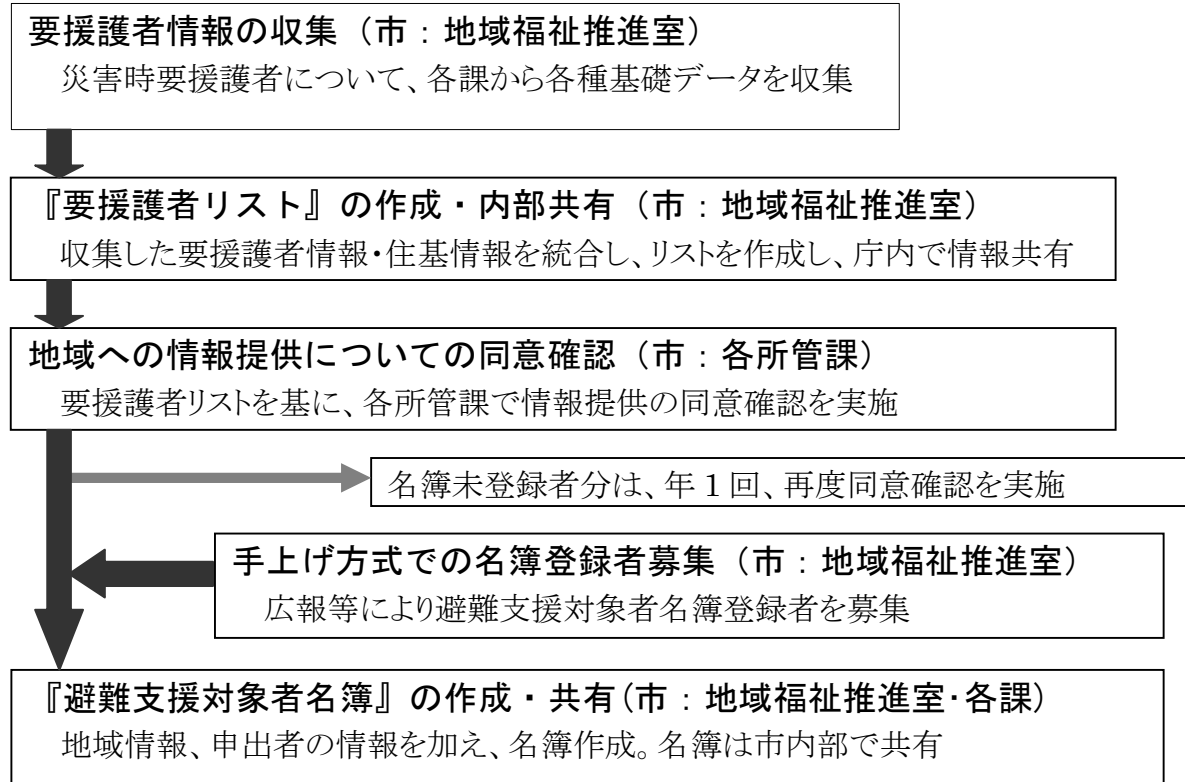
# 資 料



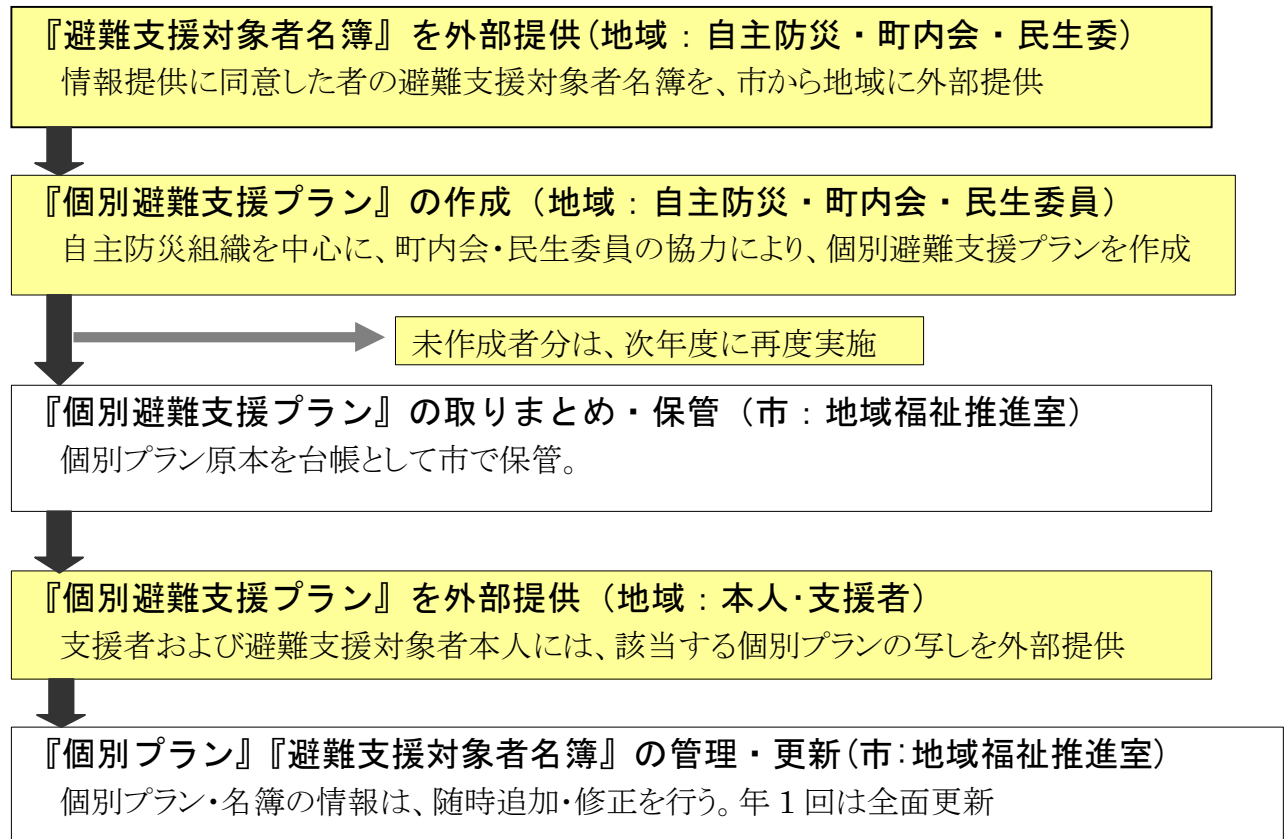


## 秋田市避難支援プラン フロー（概略版）

### ○要援護者情報の収集から、避難支援対象者名簿作成まで



### ○避難支援対象者名簿の外部提供から、個別避難支援プラン作成まで



# 同意書

秋田市長 へ

災害時の避難支援対象者として、わたしの氏名、住所、生年月日、  
電話番号、対象理由（高齢者・障がい者など）を、地区の担当民生委員・町内会・自主防災組織に情報提供することについて同意します。

お名前	ご住所
電話番号	町内会名

※代理の方が記入した場合お書きください

代理記載者のお名前	本人との関係
ご住所	連絡先

郵送またはファックスなどで、秋田市福祉総務課地域福祉推進室まで提出してください。

地震や水害などの災害時には、地域の皆さんが、必要に応じて声かけや避難のお手伝いをします。

具体的には、

- ①災害情報をお知らせします！
- ②避難所に逃げる時ひと声おかけします！
- ③無事であることを確認します！
- ④事前に、避難方法などを確認します！



市収受印

お問い合わせ  
秋田市福祉総務課地域福祉推進室  
電話 018-866-2090  
ファックス 018-866-2417

整理番号

# 『災害時のための避難支援対象者名簿』への登録申出書

秋田市長 あて

※太枠の中をお書きください。

私は、秋田市避難支援対象者名簿に登録し、私が届け出た個人情報（住所、氏名、生年月日、性別、年齢、電話番号）を市の福祉部門、防災部門、消防部門および地域の各団体（町内会、自主防災組織、民生委員など）に提供することについて、同意します。

平成 年 月 日 (お名前)

災害が起こったときに手助けが必要な方のお名前など

住所 電話番号	〒 電話	フリガナ お名前	
生年月日	年齢	性別	(男・女)

避難支援対象者名簿に登録する理由 ※具体的な理由をご記入ください	例) ・肢体不自由3級の身体障害者手帳を持っており、避難行動が難しい。 ・妊娠6か月であり、災害時の避難行動に不安がある。 ・日本に来てから期間が短く、日本語があまりわからない。
名簿に登録してほしい期間	

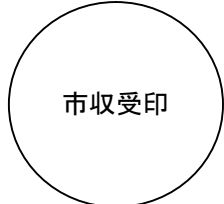
名簿登録にあたって市や地域の人に気をつけてほしいこと	
----------------------------	--

代理記載者のお名前 ※代理の方が記入した場合にお書きください	お名前	本人との関係
	住所	連絡先

※この登録申出書についてのお問い合わせ

秋田市地域福祉推進室 電話018-866-2090 FAX018-866-2417

申出をいただいた場合、必要に応じて、市役所(地域福祉推進室および関係課)からご連絡をすることがあります。



# 秋田市避難支援対象者名簿

自主防災  
組織名

○▲×地区防災会

町内会名

□□△△町内会

担当  
民生委員

山王 太郎

氏名	フリガナ	生年月日	年齢	性別	住所	方書	電話	要介護	高齢者 ひとり暮らし	その他高齢	身体障がい	知的障がい	精神障がい	難病特定	難病小児	支援者1	支援者2	支援者3	
○田 ×郎		T12.2.20	86	男	□□字△△1-2		888-0000							○		A山B樹 888-	C田D郎 877-		
◇山 ■子		T3.6.11	95	女	□□字△△1-3	〇〇荘4号室	877-0001	○				○				E川F一 888-	G藤H 郎		
<b>記 載 例</b>																			

◎この名簿は、要援護者の避難支援（避難情報の伝達・安否確認・避難誘導）やそのための日常的な備え（個別計画作成・避難訓練・日ごろの見守り活動）以外の目的には使用できません。

◎名簿の取扱い・管理には、個人情報保護に注意することが必要です。

◎この名簿の複写・複製や、パソコン等の機器への取込は厳禁です。

この名簿に関するお問い合わせは・・・ 秋田市地域福祉推進室（電話 018-866-2090/2092 ファクス 018-866-2417）

平成 年 月 日

(あて先) 秋田市長 ○ ○ ○ ○

○ ○ 地区情報管理責任者  
団体名  
役職名  
氏 名 ⑩  
連絡先

### 個人情報保護に関する誓約書

当地区では、「避難支援対象者名簿」の提供を受けるに当たり、個人情報保護法および秋田市個人情報保護条例の趣旨を理解し、当該災害時要援護者（以下、「要援護者」という。）の個人情報について、以下の事項を遵守することを誓います。

#### 記

##### 1 基本的事項

「避難支援対象者名簿」を取り扱うに当たっては、要援護者個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の適切な取扱いに努めること。

##### 2 目的外利用の禁止

「避難支援対象者名簿」は、以下に定める目的以外に利用してはならない。

- (1) 要援護者への避難情報・避難準備情報の伝達、災害時の安否確認、避難所への誘導など、一連の避難支援行動のため使用すること。
- (2) 避難支援行動を円滑に実施するため、要援護者ごとの避難支援プラン作成や災害時に備えた避難訓練、日ごろの見守り活動のため使用すること。

##### 3 適正管理

- (1) 個人情報に漏れたりすることがないように、「避難支援対象者名簿」の適切な管理に努めること。
- (2) 知り得た個人情報をみだりに他人に漏らさないこと。また、要援護者の避難支援にかかわる職を退いた後も同様とする。
- (3) 「避難支援対象者名簿」の複写や複製を行わないこと。また、パソコンへの取り込みなどデータ化を行わないこと。
- (4) 「避難支援対象者名簿」の破損・紛失の際は速やかに市に報告し、市とともに誠意をもってその処理に当たること。
- (5) 要援護者の避難支援にかかわる職を退くなど情報を取り扱う必要がなくなった場合は「避難支援対象者名簿」を速やかに後任者に引き継ぐこと。また、後任者がいない場合や要援護者情報の更新があった場合などには、「避難支援対象者名簿」を速やかに市に返却すること。
- (6) 情報管理責任者や情報取扱者に変更があった場合には、変更届（別途様式）を提出すること。

(裏面)

〇〇地区情報共有者一覧

平成 年 月 日現在

名簿No.	区分	所属（役職名）	氏名（自署または記名押印）
2101001	情報管理 責任者		
2101002	取扱者		
2101003	取扱者		
2101004	取扱者		
2101005	取扱者		

# 関係機関との連携

## 市（公助）

	平常時	災害時
防災安全対策課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自主防災組織の組織化推進、組織強化</li> <li>・自主防災組織内の情報伝達体制の整備</li> <li>・地域での防災訓練・講座開催を支援し、地域の防災力を高める</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難準備情報、避難情報を地域福祉推進室に連絡</li> <li>・災害対策本部等を設置・運営し、避難所開設、備蓄提供等の災害対応を行う</li> </ul>
地域福祉推進室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内部の要援護者情報の集約・整理し、各所管課へ避難支援対象者リスト提供</li> <li>・市社会福祉協議会と協力し、地域福祉関係者会議開催やワークショップ開催支援により、地域内連携を強化（町内会・地区民児協・地区社協）</li> <li>・避難支援対象者名簿を整備し、防災対策課・各所管課へ情報提供</li> <li>・個別避難支援プランのとりまとめ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難準備情報を各地区自主防災組織、民生児童委員協議会に連絡</li> <li>・避難所に相談窓口を開設</li> <li>・福祉避難所にかかる連絡調整</li> <li>・災害ボランティアセンターおよび各種ボランティア団体との連絡調整</li> </ul>
福祉班 （一部、保健所含む）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・所管の要援護者情報をまとめ、地域福祉推進室へ提供</li> <li>・避難支援対象者への名簿登録同意確認</li> <li>・地域での個別避難支援プラン作成支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・所管の避難支援対象者名簿未登録者への情報伝達・安否確認</li> <li>・避難所相談窓口での支援</li> <li>・医療・保健・福祉サービスの継続（サービス提供者との連絡調整等）</li> </ul>

## 地域（共助）

	平常時	災害時
自主防災組織 ・町内会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域内での情報伝達体制を整備</li> <li>・地域の防災リーダーとして、民生委員などと協働し、個別避難支援プランを策定</li> <li>・避難場所や避難ルート、危険箇所を確認し、防災マップ等を整備</li> <li>・要援護者と支援者の顔合わせを行う</li> <li>・要援護者・支援者も参加し、避難訓練を実施し、地域の防災力を強化</li> <li>・町内会の行事等を通じ、ひとり暮らし高齢者などが孤立しないように、気を配り、顔の見える地域づくりを促進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市からの避難準備情報・避難情報を支援者・要援護者へ情報伝達</li> <li>・町内会や地域住民と協力して、要援護者の避難誘導、安否確認を行う</li> <li>・避難所の自主運営に協力</li> </ul>
民生委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行政とのパイプ役となり、地域での個別避難支援プラン作成に協力する。</li> <li>・「災害時一人も見逃さない運動」のノウハウを生かし、自主防災組織とともに個別避難支援プランや防災マップ作成を行う</li> <li>・通常の友愛訪問やサロンなどを通じ、地域内の要援護者の見守りを行うとともに、要援護者が地域に自ら溶け込むきっかけづくりをする</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地区民児協内連絡網で避難情報等を伝達（避難情報伝達系統の複数化）</li> <li>・避難所において福祉班に協力し、要援護者の相談に対応</li> <li>・要援護者の支援ニーズ把握・市への連絡</li> <li>・震度5強以上の地震災害時などに、保管用名簿を地域に提供</li> </ul>
地区社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・見守りネットワーク事業や安心キット事業などにより、地域の要援護者の見守りを行うと共に、地域内における関係団体間の連携・協力体制の構築を進める</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難所の自主運営に協力</li> <li>・地域の復旧支援に協力</li> </ul>
支援者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・要援護者の個別避難支援プランの写しを持ち、日ごろから要援護者を見守る</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自主防災組織からの避難準備情報等を要援護者に情報伝達</li> <li>・要援護者の避難行動を支援</li> <li>・要援護者の支援ニーズ把握</li> </ul>

## 要援護者（自助）

	平常時	災害時
要援護者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災対策の確認（連絡先・避難場所等）</li> <li>・自宅の防災対策（家具固定、火災報知器設置、最低限の備蓄など）</li> <li>・個別避難支援プラン作成に協力、支援者の把握</li> <li>・地域の避難訓練などへの積極的な参加</li> <li>・支援者やご近所と良好な関係を築く</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・支援者への連絡（自主避難時等）</li> <li>・支援者との避難行動</li> <li>・要支援ニーズの伝達</li> </ul>

## その他関係団体

	平常時	災害時
市民生児童委員協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時一人も見逃さない運動の推進</li> <li>・地区社会福祉協議会、自主防災組織、町内会との連携を強化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保管している避難支援対象者名簿を、地域内の団体に開示する</li> </ul>
市社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・見守りネットワーク等の統括</li> <li>・地域でのワークショップ開催支援により地域内連携を強化</li> <li>・地区民生児童委員協議会、自主防災組織、町内会との連携を強化を支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害ボランティアセンター運営</li> <li>・避難所・被災者宅へのボランティアサービス</li> </ul>
福祉施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉避難所の協定締結</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉避難所の運営への協力</li> <li>・要援護者に対する福祉サービスの調整・支援</li> </ul>
地域包括支援 ・福祉関係事業所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・制度の周知、名簿登録の呼びかけ</li> <li>・災害時に福祉サービス提供を継続できる体制を構築</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難所等への福祉サービス提供の継続</li> <li>・要援護者の支援ニーズ把握・連絡</li> </ul>
要援護者団体	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難支援プランへの意見・提言</li> <li>・要援護者への要支援内容の周知</li> <li>・制度の周知、名簿登録の呼びかけ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・要援護者の支援ニーズ把握・連絡</li> </ul>
ボランティア団体 ・日赤秋田県支部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難支援プランへの意見・提言</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害ボランティアセンター運営協力</li> <li>・避難所・被災者宅へのボランティアサービス</li> <li>・被災者への炊き出し・応急措置等の協力</li> </ul>



秋田市避難場所・避難施設一覧(平成21年11月30日現在)

○指定避難場所(129か所(広域避難所5か所含む))

番号	避難場所	所在地	面積(m <sup>2</sup> )	収容人員(人)	連絡先電話番号
1	金足西小学校グラウンド	金足大清水字大清水台1	13,856	6,900	873-3231
2	金足東小学校グラウンド	金足片田字待入109	6,358	3,150	873-3421
3	金足農業高校グラウンド	金足追分字海老穴102-4	29,000	14,500	873-3311
4	秋田北中学校グラウンド	下新城中野字街道端西241-90	10,346	5,150	873-2411
5	下新城小学校グラウンド	下新城笠岡字佐戸反10	23,134	11,550	873-3441
6	上新城小学校グラウンド	上新城五十丁字大村屋敷22	9,112	4,550	870-2201
7	飯島小学校グラウンド	飯島鼠田二丁目2-1	17,297	8,600	845-0377
8	秋田工業高等専門学校グラウンド	飯島文京町1	87,000	43,500	847-6005
9	港北小学校グラウンド	土崎港北四丁目6-1	17,963	8,950	845-0056
10	土崎中学校グラウンド	土崎港北一丁目3-1	10,620	5,300	845-0406
11	ろう学校グラウンド	土崎港北二丁目17	6,000	3,000	845-0291
12	古川町街区公園 (土崎市民グラウンド)	土崎港西四丁目3-1	9,400	4,700	846-1133
13	土崎小学校グラウンド	土崎港中央三丁目1-78	4,212	2,100	845-3271
14	土崎南小学校グラウンド	土崎港東一丁目6-39	5,471	2,700	845-1009
15	秋田中央高校グラウンド	土崎港南三丁目2-78	29,000	14,500	845-0921
16	将軍野中学校グラウンド	将軍野南一丁目12-1	12,925	6,450	845-1752
17	感恩講保育園グラウンド	寺内神屋敷2-1	5,000	2,500	845-0483
18	外旭川地域運動広場 (旧外旭川中学校グラウンド)	外旭川八幡田一丁目18	10,175	5,050	
19	外旭川小学校グラウンド	外旭川字梶ノ目262-2	10,701	5,350	868-3200
20	平和公園	泉字五庵山135	60,000	30,000	868-1429
21	泉中学校グラウンド	泉北二丁目6-1	10,113	5,050	863-8901
22	泉小学校グラウンド	泉中央六丁目2-1	9,110	4,550	864-8799
23	前谷地近隣公園	外旭川字前谷地	20,000	10,000	
24	秋田高校グラウンド	手形字中台1	50,000	25,000	832-7200
25	秋田大学野球場	手形学園町1	18,000	9,000	889-2207
26	広面小学校グラウンド	広面字蟹沢29	11,434	5,700	833-0736
27	秋田東中学校グラウンド	手形休下町10-51	8,245	4,100	833-8261
28	秋田大学グラウンド	手形住吉町	33,000	16,500	889-2207
29	秋田工業高校グラウンド	保戸野金砂町3-1	31,000	15,500	823-7326
30	秋田大学附属中学校グラウンド	保戸野原の町7-75	8,556	4,250	862-3350
31	保戸野小学校グラウンド	保戸野すわ町9-60	7,347	3,650	865-0987
32	八橋小学校グラウンド	八橋大沼町7-1	10,438	5,200	862-6930
33	八橋陸上競技場	八橋運動公園1-10	29,458	14,700	823-1472
34	八橋球技場(ラグビー場)	八橋運動公園地内	16,268	8,100	883-1870
35	八橋硬式野球場	八橋運動公園1-7	17,631	8,800	867-1000
36	八橋第2球技場・健康広場	八橋運動公園地内	9,940	4,950	883-1870
37	山王第一街区公園	山王三丁目	7,000	3,500	
38	山王中学校グラウンド	山王三丁目1-24	8,910	4,450	823-8361
39	旭北小学校グラウンド	山王三丁目1-35	6,400	3,200	823-8544
40	秋田北高校グラウンド	千秋中島町8-1	8,000	4,000	834-1371
41	川尻小学校グラウンド	川尻みよし町8-31	7,334	3,650	824-2374
42	総社神社街区公園	川尻総社町14-6	8,200	4,100	
43	旭南小学校グラウンド	旭南一丁目15-1	9,188	4,550	824-5281
44	榎山緑地(榎山公園)	榎山南中町1-9	6,000	3,000	834-9844
45	聖霊高校グラウンド	南通みその町4-83	5,000	2,500	833-7311
46	中通小学校グラウンド	中通五丁目8-22	5,447	2,700	833-4341
47	秋田南中学校グラウンド	南通宮田15-1	10,714	5,350	833-8467
48	築山小学校グラウンド	榎山古川新町55-1	6,179	3,050	833-4305
49	東小学校グラウンド	東通二丁目11-1	9,180	4,550	834-9291
50	城東中学校グラウンド	広面字鍋沼17	13,959	6,950	834-9281
51	下北手小学校グラウンド	下北手松崎字谷崎202-1	11,100	5,550	832-7220
52	太平小学校グラウンド	太平目長崎字上目長崎144	6,493	3,200	838-2244
53	山谷小学校グラウンド	太平山谷字中山谷143	5,613	2,800	838-2240

番号	避難場所	所在地	面積(m <sup>2</sup> )	収容人員(人)	連絡先電話番号
54	秋田商業高校グラウンド	新屋勝平台1-1	39,299	19,600	823-4308
55	勝平小学校グラウンド	新屋松美ガ丘北町14-1	9,975	4,950	823-5660
56	明桜高校グラウンド	下北手桜字守沢8-1	32,000	16,000	836-1324
57	城南中学校グラウンド	榎山城南町4-1	8,569	4,250	834-2367
58	牛島小学校グラウンド	牛島東六丁目6-1	9,956	4,950	832-8296
59	秋田南高校グラウンド	仁井田緑町4-1	4,900	2,450	833-7431
60	大住小学校グラウンド	仁井田字西潟敷33	11,028	5,500	839-0611
61	仁井田小学校グラウンド	仁井田本町四丁目7-1	13,044	6,500	839-2350
62	四ツ小屋小学校グラウンド	四ツ小屋字街道東256-1	12,876	6,400	839-2050
63	上北手小学校グラウンド	上北手猿田字館ノ下38	5,590	2,750	839-2150
64	秋田西中学校グラウンド	新屋大川町19-75	20,524	10,250	828-4644
65	日新小学校グラウンド	新屋栗田町24-1	6,718	3,350	828-4408
66	新屋高校グラウンド	豊岩石田坂字鎌塚77-3	32,000	16,000	828-5859
67	豊岩小学校グラウンド	豊岩豊巻字内縄尻172-1	4,252	2,100	828-3236
68	下浜八田地域運動広場 (旧八田小学校グラウンド)	下浜八田字餅田42	4,063	2,000	
69	下浜小学校グラウンド	下浜羽川字水垂92	5,182	2,550	879-2006
70	桜小学校グラウンド	桜四丁目12-1	7,124	3,550	833-3375
71	御野場中学校グラウンド	仁井田字中新田223	12,558	6,250	839-0681
72	ノースアジア大学グラウンド	下北手桜字守沢46-1	16,000	8,000	836-1324
73	飯島南小学校グラウンド	飯島西袋一丁目1-2	9,562	4,750	847-1245
74	勝平中学校グラウンド	新屋北浜町13-1	10,812	5,400	863-7782
75	高清水小学校グラウンド	将軍野南一丁目2-16	13,700	6,850	845-0831
76	飯島中学校グラウンド	飯島字田尻堰越48	9,871	4,900	846-3481
77	寺内小学校グラウンド	寺内堂ノ沢二丁目14-1	8,498	4,200	846-8501
78	御所野小学校グラウンド	御所野元町五丁目1-1	11,198	5,550	826-1070
79	外旭川中学校グラウンド	外旭川字梶ノ目50	22,951	11,450	868-3100
80	下北手中中学校グラウンド	下北手松崎字走り崎14	11,000	5,500	832-7222
81	横森地域運動広場	横森三丁目3	8,340	4,150	
82	明德小学校グラウンド	千秋公園1-13	11,789	5,850	833-4737
83	桜中学校グラウンド	桜台一丁目1-1	12,790	6,350	837-5305
84	拠点第一街区公園	東通仲町16	7,500	3,750	
85	御所野学院グラウンド	御所野地蔵田四丁目31	24,632	12,300	889-9150
86	秋田モータースクール	茨島四丁目3-36	18,839	9,400	864-5515
87	桜台中央公園	桜台二丁目5	6,003	3,000	
88	市立体育館第2駐車場 ・八橋墓地公園	八橋本町六丁目	10,656	5,300	
89	第34号牛島運動公園	牛島東一丁目5	5,562	2,750	
90	下浜羽川遊園地	下浜羽川字二十町41-2	965	450	
91	下浜旧ゲートボール場	下浜羽川字横長根32-25	3,834	1,900	
92	秋田県立大学陸上競技場	下新城中野字街道端西241-7	22,347	11,150	872-1500
93	光沼近隣公園	土崎港相染町字沼端77	28,900	14,450	847-4602
94	勝平市民グラウンド	新屋豊町153-1	23,547	11,750	866-1055
95	秋田公立美術工芸短期大学 グラウンド	新屋大川町12-3	7,900	3,950	888-8100
96	栗田養護学校グラウンド	新屋栗田町10-10	1,540	750	828-1162
97	土崎駅東第三街区公園	土崎港北二丁目18	3,500	1,750	
98	桜ガ丘第四児童遊園地 (桜ガ丘中央公園)	桜ガ丘三丁目4	4,392	2,150	
99	大平台三号公園 (もみの木の公園)	大平台一丁目14	6,441	3,200	
100	茨島多目的運動広場	茨島一丁目12-12	4,000	2,000	
101	秋田県立中央公園	雄和椿川	77,000	38,500	886-3131
102	川添小学校グラウンド	雄和椿川字長者屋敷36-1	9,593	4,750	886-3333
103	種平小学校グラウンド	雄和種沢字戸草沢209	9,045	4,500	886-2594
104	戸米川小学校グラウンド	雄和戸賀沢字金山沢20	11,890	5,900	886-2222
105	雄和中学校グラウンド	雄和石田字蟹沢6-1	15,770	7,850	886-2345
106	大正寺小学校グラウンド	雄和新波字寺沢32-8	18,650	9,300	887-2500
107	雄和新波野球場	雄和新波字寺沢31-1	11,512	5,750	
108	雄和花の森野球場	雄和石田字蟹沢39他	13,840	6,900	886-8133
109	川添保育所前庭	雄和椿川字長者屋敷31-1外	2,357	1,150	
110	雄和中央保育所前庭	雄和種沢字戸草沢106-2	2,386	1,150	
111	雄和ふれあいプラザ敷地	雄和妙法字上大部46	2,955	1,450	

番号	避難場所	所在地	面積(m <sup>2</sup> )	収容人員(人)	連絡先電話番号
112	竹の花公園	雄和新波字清水木233	5,000	2,500	
113	JA新あきた雄和支店駐車場	雄和石田字中大部3	5,780	2,850	886-3111
114	JA新あきた大正寺支店駐車場	雄和新波字本屋敷162	2,000	1,000	887-2211
115	芝野河川敷運動広場	雄和芝野新田字中台	3,000	1,500	
116	戸島小学校グラウンド	河辺戸島字本町123	13,136	6,550	882-2341
117	河辺体育館駐車場	河辺和田字上中野186	5,244	2,600	882-3654
118	河辺総合福祉交流センター駐車場	河辺北野田高屋字上前田表66-	14,701	7,350	881-1201
119	河辺中学校グラウンド	河辺北野田高屋字雷谷地84	45,849	22,900	882-2148
120	河辺小学校グラウンド	河辺和田字岡村164	19,820	9,900	882-3323
121	赤平小学校グラウンド	河辺赤平字小曾根80	12,239	6,100	882-2351
122	岩見三内中学校グラウンド	河辺三内字外川原39	10,911	5,450	883-2221
123	岩見三内小学校グラウンド	河辺岩見字鍛冶屋敷14	14,546	7,250	883-2211
124	和田駅前駐車場	河辺和田字上中野129	4,286	2,100	
125	高清水公園(広域避難場所)	寺内大畑	105,000	52,500	
126	八橋運動公園(広域避難場所)	八橋運動公園地内	198,000	99,000	823-1472
127	大森山公園(広域避難場所)	大森山公園	291,000	145,500	828-5509
128	千秋公園(広域避難場所)	千秋公園1	162,900	81,450	832-5893
129	秋田カントリークラブグリーン(広域避難場所)	新屋町字砂奴寄5-1	100,000	50,000	863-6541

○指定避難施設(146か所)

番号	施設名	所在地	屋体面積	収納能力人員	電話番号
1	保戸野小学校	保戸野すわ町9-60	1,258	419	865-0987
2	明德小学校	千秋公園1-13	1,024	341	833-4737
3	築山小学校	檜山古川新町55-1	1,038	346	833-4305
4	旭北小学校	山王三丁目1-35	1,092	364	823-8544
5	中通小学校	中通五丁目8-22	902	300	833-4341
6	旭南小学校	旭南一丁目15-1	776	258	824-5281
7	牛島小学校	牛島東六丁目6-1	671	223	832-8296
8	川尻小学校	川尻みよし町8-31	1,012	337	824-2374
9	土崎小学校	土崎港中央三丁目1-78	957	319	845-3271
10	港北小学校	土崎港北四丁目6-1	1,011	337	845-0056
11	土崎南小学校	土崎港東一丁目6-39	980	326	845-1009
12	高清水小学校	将軍野南一丁目2-16	1,248	416	845-0831
13	広面小学校	広面字蟹沢29	1,039	346	833-0736
14	日新小学校	新屋栗田町24-1	868	289	828-4408
15	勝平小学校	新屋松美乃丘北町14-1	1,544	514	823-5660
16	太平小学校	太平目長崎字上目長崎144	518	172	838-2244
17	山谷小学校	太平山谷字中山谷143	560	186	838-2240
18	外旭川小学校	外旭川字梶ノ目262-2	1,073	357	868-3200
19	飯島小学校	飯島鼠田二丁目2-1	1,077	359	845-0377
20	下新城小学校	下新城笠岡字佐戸反10	914	304	873-3441
21	上新城小学校	上新城五十丁字大村屋敷22	677	225	870-2201
22	仁井田小学校	仁井田本町四丁目7-1	1,011	337	839-2350
23	四ツ小屋小学校	四ツ小屋字街道東256-1	979	326	839-2050
24	上北手小学校	上北手猿田字館ノ下38	824	274	839-2150
25	下北手小学校	下北手松崎字谷崎202-1	780	260	832-7220
26	下浜小学校	下浜羽川字水垂92	758	252	879-2006
27	金足東小学校	金足片田字待入109	718	239	873-3421
28	金足西小学校	金足大清水字大清水台1	794	264	873-3231
29	八橋小学校	八橋大沼町7-1	928	309	862-6930
30	東小学校	東通二丁目11-1	989	329	834-9291
31	泉小学校	泉中央六丁目2-1	999	333	864-8799
32	大住小学校	仁井田字西瀧敷33	989	329	839-0611
33	桜小学校	桜四丁目12-1	960	320	833-3375
34	飯島南小学校	飯島西袋一丁目1-2	986	328	847-1245
35	秋田大学附属小学校	保戸野原の町13-1	1,438	479	862-2593
36	寺内小学校	寺内堂ノ沢二丁目14-1	1,092	364	846-8501
37	御所野小学校	御所野元町五丁目1-1	1,258	419	826-1070

番号	施設名	所在地	屋体面積	収納能力人員	電話番号
38	川添小学校	雄和椿川字長者屋敷36-1	711	237	886-3333
39	種平小学校	雄和種沢字戸草沢209	712	237	886-2594
40	戸米川小学校	雄和戸賀沢字金山沢90-1	609	203	886-2222
41	大正寺小学校	雄和新波字寺沢32-8	866	288	887-2500
42	戸島小学校	河辺戸島字本町123	876	292	882-2341
43	河辺小学校	河辺和田字岡村164	1,023	341	882-3323
44	赤平小学校	河辺赤平字小曾根80	591	197	882-2351
45	岩見三内小学校	河辺岩見字鍛冶屋敷14	648	216	883-2211
46	秋田東中学校	手形休下町10-51	1,773	591	833-8261
47	秋田南中学校	南通宮田15-1	1,963	654	833-8467
48	山王中学校	山王三丁目1-24	1,959	653	823-8361
49	土崎中学校	土崎港北一丁目3-1	1,834	611	845-0406
50	秋田西中学校	新屋大川町19-75	1,811	603	828-4644
51	外旭川中学校	外旭川字梶ノ目50	1,010	336	868-3100
52	秋田北中学校	下新城中野字街道端西241-90	1,010	336	873-2411
53	豊岩中学校	豊岩豊巻字内縄尻90-2	656	218	828-3235
54	城南中学校	檜山城南町4-1	1,834	611	834-2367
55	下北手中中学校	下北手松崎字走り崎14	847	282	832-7222
56	下浜中学校	下浜羽川字水垂92	707	235	879-2011
57	城東中学校	広面字鍋沼17	2,032	677	834-9281
58	泉中学校	泉北二丁目6-1	1,775	591	863-8901
59	将軍野中学校	将軍野南一丁目12-1	1,804	601	845-1752
60	御野場中学校	仁井田字中新田223	1,793	597	839-0681
61	勝平中学校	新屋北浜町13-1	1,684	561	863-7782
62	飯島中学校	飯島字田尻堰越48	1,834	611	846-3481
63	秋田大学附属中学校	保戸野原の町7-75	1,786	595	862-3350
64	聖霊短大付属中学校	南通みその町4-82	1,300	433	833-7311
65	桜中学校	桜台一丁目1-1	1,680	560	837-5305
66	御所野学院中学校	御所野地蔵田四丁目1-1	1,432	477	889-8330
67	雄和中学校	雄和石田字蟹沢40	845	281	886-2345
68	河辺中学校	河辺北野田高屋字雷谷地84	1,686	562	882-2321
69	岩見三内中学校	河辺三内字外川原39	1,053	351	883-2221
70	秋田北高校	千秋中島町8-1	1,840	613	834-1371
71	秋田工業高校	保戸野金砂町3-1	2,040	680	823-7326
72	秋田高校	手形字中台1	1,800	600	832-7200
73	秋田中央高校	土崎港南三丁目2-78	1,880	626	845-0921
74	秋田南高校	仁井田緑町4-1	1,690	563	833-7431
75	秋田商業高校	新屋勝平台1-1	3,752	1,250	823-4308
76	金足農業高校	金足追分字海老穴102-4	1,390	463	873-3311
77	明桜高校	下北手桜字守沢8-1	4,850	1,616	836-2471
78	秋田和洋女子高校	千秋明德町2-26	1,285	428	833-1353
79	聖霊短大附属高校	南通みその町4-82	4,572	1,524	833-7311
80	新屋高校	豊岩石田坂字鎌塚77-3	1,898	632	828-5859
81	御所野学院高校	御所野地蔵田四丁目1-1	1,189	396	889-9150
82	秋田工業高等専門学校	飯島文京町1-1	1,100	366	847-6005
83	秋田大学	手形学園町1-1	2,591	863	889-2207
84	聖園学園短期大学	保戸野すわ町1-58	162	54	823-1920
85	聖霊女子短期大学	寺内高野10-33	500	166	845-4111
86	秋田公立美術工芸短大附属高等学校	新屋大川町12-3	852	284	828-4127
87	栗田養護学校	新屋栗田町10-10	750	250	828-1162
88	盲学校	土崎港南三丁目2-72	323	107	846-2540
89	ろう学校	土崎港北二丁目17-70	660	220	845-0291
90	秋田公立美術工芸短期大学	新屋大川町12-3	1,199	399	888-8100
91	土崎公民館	土崎港西四丁目2-10	1,207	402	846-1133
92	西部市民サービスセンター	新屋扇町13-34	550	183	888-8080
93	東部公民館	広面字釣瓶町13-3	445	148	834-2206
94	南部公民館	牛島東六丁目4-5	360	120	832-2457
95	北部公民館	下新城中野字前谷地263	688	229	873-4839
96	太平地域センター	太平目長崎字沼田42	279	93	838-2111
97	上新城地域センター	上新城五十丁字小林88-5	127	42	870-2845
98	上北手地域センター	上北手猿田字四ツ小屋29-1	127	42	839-2522
99	下北手地域センター	下北手柳館字前田面133-1	191	63	833-1461
100	金足地域センター	金足小泉字上前55	218	72	873-2111

番号	施設名	所在地	屋体面積	収納能力 人員	電話番号
101	旭川地区コミュニティセンター	手形字才ノ浜51-2	368	122	835-1712
102	東地区コミュニティセンター	広面字鬼頭38	368	122	833-9967
103	勝平地区コミュニティセンター	新屋松美力丘東町10-10	368	122	862-1618
104	南地区コミュニティセンター	御野場一丁目5-1	368	122	839-0971
105	飯島地区コミュニティセンター	飯島松根東町5-22	384	128	845-1731
106	寺内地区コミュニティセンター	寺内神屋敷13-23	242	80	845-0537
107	外旭川地区コミュニティセンター	外旭川字四百刈76	368	122	868-5075
108	檜山地区コミュニティセンター	檜山南中町1-9	627	209	834-9844
109	将軍野地区コミュニティセンター	将軍野南四丁目8-8	240	80	845-1408
110	泉地区コミュニティセンター	泉北一丁目20-27	360	120	824-8035
111	明德地区コミュニティセンター	手形住吉町2-27	307	102	836-1636
112	大住地区コミュニティセンター	仁井田字西潟敷463	347	115	839-6900
113	八橋地区コミュニティセンター	八橋本町五丁目2-27	368	122	866-8341
114	旭北地区コミュニティセンター	大町四丁目4-15	334	111	866-7266
115	保戸野地区コミュニティセンター	保戸野中町6-12	335	111	824-4701
116	下新城地区コミュニティセンター	下新城笠岡字堰場193-4	145	48	873-2112
117	豊岩地区コミュニティセンター	豊岩豊巻字内縄尻224-1	145	48	828-2135
118	下浜地区コミュニティセンター	下浜羽川字下野1-76	198	66	879-2005
119	川尻地区コミュニティセンター	川尻みよし町8-16	360	120	866-2770
120	港北地区コミュニティセンター	土崎港北三丁目7-9	333	111	847-2340
121	旭南地区コミュニティセンター	旭南一丁目15-5	179	59	865-3337
122	秋田市民交流プラザ	東通仲町4-1	1,837	612	887-5310
123	県立体育館	八橋運動公園1-12	2,250	750	862-3782
124	茨島体育館	茨島一丁目4-71	1,276	425	865-1417
125	一つ森公園コミュニティ体育館	下北手桜字蛭沢141-7	2,688	896	831-8300
126	大森山老人と子どもの家	浜田字出小屋333-1	750	250	828-1651
127	秋田県スポーツ科学センター	八橋運動公園1-5	1,950	650	864-7911
128	文化会館	山王七丁目3-1	2,533	844	865-1191
129	八橋老人いこいの家	八橋本町一丁目4-3	107	35	862-6025
130	秋田県青少年交流センター	寺内神屋敷3-1	489	163	880-2301
131	川添保育所	雄和椿川字長者屋敷33	607	202	886-2139
132	長者やま荘(雄和地区北部コミュニティ)	雄和椿川字長者屋敷38-1	340	113	886-2984
133	雄和サイクリングターミナル	雄和椿川字奥椿岱194-1	454	151	886-3766
134	雄和農村環境改善センター(雄和公)	雄和妙法字上大部48-1	1,462	487	886-5585
135	雄和体育館	雄和妙法字上大部95-1	1,094	364	886-2844
136	雄和農林漁業者トレーニングセンター	雄和種沢字戸草沢119-5	462	154	なし
137	雄和基幹集落センター(大正寺連)	雄和新波字樋口62-2	463	154	887-2111
138	雄和南体育館	雄和神ヶ村字陳笠259	791	263	887-2318
139	戸島ふるさとセンター	河辺戸島字本町96	467	155	882-3443
140	河辺体育館	河辺和田字上中野186	1,008	336	882-3654
141	河辺総合福祉交流センター	河辺北野田高屋字上前田表66-	2,110	703	881-1201
142	河辺多目的総合センター(河辺公民館)	河辺和田字北条ヶ崎38-8	1,304	434	882-5311
143	河辺岩見三内地区コミュニティセンター	河辺三内字外川原34-1	779	259	883-2111
144	上三内農村集落センター	河辺三内字三内段	186	62	なし
145	砂子淵公民館	河辺三内字高畑63	204	68	なし
146	東生活改善センター	河辺岩見字東49-50	197	65	なし



# 参 考





## 秋田市災害時要援護者の避難支援プランの策定経過

### 《平成20年度》

- 平成21年 3月 『第2次秋田市地域福祉計画』策定  
※重点事業として「災害時の要援護者の避難支援」を設定

### 《平成21年度》

- 平成21年 6月 第1回秋田市社会福祉審議会地域福祉専門分科会（基本方針説明）  
7月 第1回秋田市地域福祉計画等推進庁内連絡会幹事会（基本方針審議）  
9月 第2回秋田市地域福祉計画等推進庁内連絡会幹事会（素案(部分)審議）  
10月 しあわせづくり秋田市民公聴条例運用委員会  
11月 第3回秋田市地域福祉計画等推進庁内連絡会幹事会（素案審議）  
12月 秋田市民生児童委員協議会理事会（案説明）  
平成21年12月市議会定例会厚生委員会（案説明）  
第2回社会福祉審議会地域福祉専門分科会（案説明）  
要援護者関係団体ヒアリング  
障害者自立支援相談員・手をつなぐ育成会  
秋田県難病団体連絡協議会・秋田市身体障害者協会  
特定非営利活動法人秋田けやき会（精神障害者）
- 平成22年 1月 パブリックコメント（意見公募）  
社会福祉審議会高齢者専門分科会（案説明）  
社会福祉審議会障害者専門分科会（案説明）  
自主防災組織連絡協議会役員会（案説明）  
地域福祉推進関係者連絡会（市内4ブロックで説明）  
平成22年度モデル事業実施地区意向調査  
2月 秋田市老人福祉施設連絡協議会（案説明）  
3月 秋田市個人情報保護審査会  
第4回秋田市地域福祉計画等推進庁内連絡会幹事会（最終案審議）  
第3回社会福祉審議会地域福祉専門分科会（最終案説明）  
平成22年3月市議会定例会厚生委員会（最終案説明）  
『秋田市災害時要援護者の避難支援プラン』策定  
平成22年度モデル事業実施地区決定

秋田市地域福祉計画等推進庁内連絡会設置要綱

平成15年4月7日

市長 決 裁

(設置)

第1条 秋田市地域福祉計画ならびに秋田市地域福祉計画を上位計画とする秋田市高齢者プランおよび秋田市障害者プラン（以下「地域福祉計画等」という。）の推進を図るため、秋田市地域福祉計画等推進庁内連絡会（以下「連絡会」という。）を設置する。

(所管事務)

第2条 連絡会の所管事務は、次の各号に掲げる事項に関し、庁内の連絡および調整を図ることとする。

- (1) 地域福祉計画等の施策および事業の実施
- (2) 地域福祉計画等の進行管理
- (3) 地域福祉計画等の見直し
- (4) 前各号に掲げるもののほか、地域福祉計画等の推進についての必要な事項

(組織)

第3条 連絡会は、会長、副会長および委員をもって組織する。

2 会長、副会長および委員は、次の職にある者をもって充てる。

- (1) 会長 大山副市長
- (2) 副会長 福祉保健部長
- (3) 委員 福祉保健部次長、福祉総務課長、障害福祉課長、児童家庭課長、介護・高齢福祉課長、保護第一課長、保護第二課長、監査指導室長、子ども未来センター所長および各部局の連絡調整課長

3 会長が必要と認めたときは、連絡会に臨時の委員を置くことができる。

(会長および副会長)

第4条 会長は、連絡会の会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長不在のときは、その職務を代理する。

( 会議 )

第 5 条 連絡会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

( 部会 )

第 6 条 連絡会に次の各号に定める部会を置き、事務を分掌させる。

(1) 高齢者プラン部会

第 2 条各号に掲げる事務のうち、秋田市高齢者プランに関するもの

(2) 障害者プラン部会

第 2 条各号に掲げる事務のうち、秋田市障害者プランに関するもの

2 部会は、部会長および部会員をもって組織する。

3 部会長は、副会長をもって充て、部会の会務を総理する。

4 部会員は、委員のうちから部会長が指名する。

5 部会長不在のときは、部会長があらかじめ定めた委員がその職務を代理する。

( 幹事会 )

第 7 条 連絡会に幹事会を置き、第 2 条各号に掲げる事務のうち、重点事業に関する事務を分掌させる。

2 幹事会は、幹事長、副幹事長および幹事をもって組織する。

3 幹事長は、福祉保健部次長をもって充て、副幹事長および幹事は、委員のうちから幹事長が指名する。

4 幹事長は、幹事会の会務を総理する。

5 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長不在のときは、その職務を代理する。

6 幹事長が必要と認めたときは、幹事会に臨時の幹事を置くことができる。

( 事務局 )

第 8 条 連絡会の事務局は、福祉総務課地域福祉推進室に置く。

( 委任 )

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、連絡会の運営について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年4月7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成20年6月9日から施行する。

2 秋田市高齢者プラン見直し庁内連絡会設置要綱（平成11年4月21日施行）および秋田市障害者プラン見直し庁内連絡会設置要綱（平成13年4月16日施行）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成21年6月24日から施行する。

## 秋田市地域福祉計画等推進庁内連絡会幹事会名簿

区分	役職名	氏 名
幹 事 長	福祉保健部次長	石 塚 博 史
副幹事長	福祉総務課長	佐々木 吉 丸
幹 事	安全安心対策推進本部参事	山 田 裕 之
	文書法制課長	中 島 修
	防災対策課長	木 島 憲 悦
	企画調整課長	工 藤 喜根男
	障害福祉課長	辻 直 文
	介護・高齢福祉課長	小 松 茂 美
	保健予防課長	佐 藤 聡
	健康管理課長	福 田 弥 生
事 務 局	福祉総務課地域福祉推進室長	秋 山 尚 子
	副参事	渡 部 厚 子
	副参事	松 前 克 美
	主席主査	永 田 智
	主査	小 林 真

## 秋田市災害時要援護者の避難支援プラン

平成22年 3 月

秋田市福祉保健部福祉総務課地域福祉推進室

〒010-8560 秋田市山王一丁目 1 番 1 号

電話 018-866-2090 FAX 018-866-2417

<http://www.city.akita.akita.jp/city/wf/plan/community/EAplan.htm>